

平成 2 2 年 3 月臨時会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成 2 2 年 3 月 2 9 日 (月)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成22年3月臨時会

日 時 平成22年3月29日(月)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員(12名)

1番 岩本博子	2番 川里春治
3番 立花隆一	4番 藤原哲重
5番 尾崎利一	6番 粕谷久美子
7番 長瀬りつ	8番 石川庄太郎
9番 高橋薫	10番 大原明彦
11番 田代芳久	12番 須藤博

2. 欠席議員(0名)

3. 出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 荒井三男
副 管 理 者 尾又正則	助 役 窪田 治
会 計 管 理 者 小貫晴信	事 務 局 長 戸井田 豊
総 務 課 長 藤野信一	業 務 課 長 村野盛雄
計 画 課 長 市川三紀男	総務課長補佐 津嶋陽彦
計画課長補佐 片山 敬	総務課財務係長 下田 誠

議事日程（第1号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第6号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について
- 第 5 議案第7号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

午前 10 時 00 分 開議

議長【石川庄太郎】 おはようございます。

議事終了後、管理者から報告が 2 件ございますので、よろしく願います。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから小平・村山・大和衛生組合議会 3 月臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。お手元の議事日程に従いまして、議事を進めていただきます。

日程第 1 会期の決定

議長【石川庄太郎】 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期につきましては本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

議長【石川庄太郎】 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第 77 条の規定により、議長から指名申し上げます。

1 番 岩本博子議員

5 番 尾崎利一議員

9 番 高橋薫議員

以上、3名の方をお願いいたします。

日程第3 諸報告

議長【石川庄太郎】 日程第3、諸報告を行います。諸報告につきましては、平成22年2月に行いました当衛生組合一般会計出納検査の結果についての報告書の写しでございますので、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございます。

日程第4 議案第6号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

議長【石川庄太郎】 日程第4、議案第6号「東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第6号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、東京都市公平委員会の共同設置関係団体であります二枚橋衛生組合が、平成22年3月31日をもって解散することに伴い、共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の一部改正について、提案をするものでございます。

以上が本案の内容でございます。

議長【石川庄太郎】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。

日程第4、議案第6号「東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第7号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長【石川庄太郎】 日程第5、議案第7号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第7号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、労働基準法が改正され、本年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられますことから、職員の時間外勤務手当の支

給割合について、組合が準拠しております小平市と同様の改正をするものでございます。

改正内容は、1カ月の時間外勤務の合計が、60時間を超える場合に、その超えた部分の時間外勤務に対しては、現行の支給割合によらず、勤務の区分に応じて、新たに定める支給割合に基づき、時間外勤務手当を支給する規定を追加するとともに、これに伴い、関連規定中の文言の整理を行うものでございます。

なお、これらの内容につきましては、全職員に対しまして説明をし、了承を得ているところでございます。施行期日につきましては、本年4月1日を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

議長【石川庄太郎】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。長瀬りつ議員。

7番【長瀬りつ】 1カ月に60時間を超えて勤務ということですが、この衛生組合では、60時間を超えて勤務する職員の実態を教えてください。いらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。

議長【石川庄太郎】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 時間外勤務の実態でございますが、組合では過去3年を調べましたところ、平成18年に1件だけ62時間というのがございました。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。須藤博議員。

12番【須藤博】 そうしますと、これは過重な残業を防止するという意味でつくられた条例だと理解しておりますけれども、それについては当組合ではこの条例の意味というものは達せられるのかなと思っておりますが、今現在は、通常の残業の場合は、100分の幾つで適用されているんでしょうか。

議長【石川庄太郎】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 通常の時間外ですが、平日ですと100分の125、25%割増で、土曜日、日曜日ですと100分の135、ということで35%割増になっております。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第5、議案第7号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会3月臨時会を閉会いたします。

午前10時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 石川 庄太郎

小平・村山・大和衛生組合議会議員 岩本 博子

小平・村山・大和衛生組合議会議員 尾崎 利一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 高橋 薫